| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 41 | 高次脳機能障害の方の日中活動について、送迎の無い事業所への通所に、移動支援を利用できるようにしてほしい。高次脳機能障害は脳の損傷個所によって非常に特異的な症状が現れるため、新しい道順を覚えることが極端に難しい場合がある。通所の訓練のため、個々の状態に合わせた期間の移動支援利用を認めてもらいたい。（東区24） | 移動支援の対象者及び対象となる外出範囲を拡大してほしい。 | **【課題整理中】**<br>**「移動」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討した結果、今後はその案をもとに別に検討会議を設けるか、あるいは大学等の機関にも協力してもらい、移動に関する課題について一体的に解決に向けた方向性を整理する予定。** | | ◎ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 養護学校からの帰りに、児童デイに通わせたいが、家族が仕事などで送迎することができないため困っている。私的契約で送迎サービスを行っている児童デイの事業所は少なく、あったとしても既に定員がいっぱいである。一方、福祉輸送サービスだと割高で利用できない。（東区5） | ●障がい児の通学・通所に利用できる送迎サービスの充実を図る。<br>●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（教育分野など）とも連携し、解決策を検討する。<br>●児童デイサービス事業所のあり方について本質的な議論を行う。 | **【課題整理中（一部整理済）】41の見解と同じ**<br>・福祉の問題、教育の問題と言う分け方ではなく、また普通教育と特別支援教育の問題と移動の確保の問題は別の問題。<br>・福祉と教育の現場レベルの意見交換があってもよい。プロジェクトを作って現場レベルの担当者が非公式で話し合っても良いと思う。子ども部会でも同様の問題が出ている。<br>・No.11の学内のボランティアの問題も含め、考える。<br>・石狩管内特別支援教育ネットワーク連絡協議会には、障がい別（視覚、聴覚、知的、肢体不自由（旧札肢ネット）、病弱）と地域別（東、西、南、北）に部門を分けて関係機関との連携構築などに取り組んでいる模様。<br>参考情報（旧札幌圏肢体不自由養護学校ネットワーク通信から）<br>http://www.makomanaiyougo.hokkaido-c.ed.jp/sasshinet/sasshinet22.htm<br>**⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行った（25年度実施、26年度から子ども部会にて引き続き検討。また移動に関する課題の一つとしても、４１の見解のとおり検討も進める）** | 【東区との意見交換結果】<br>・学校の敷居が高いと感じている。実現したら連携が進むのではないかと期待している。<br><br>・事業所情報の発信については、国で検討中。 | ◎ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 9 | ・移動困難者の通学・通勤・通所が保証されていない。<br>・東区は地下鉄沿線外の移動（交通）が不便である。（東区9）<br><br>※個別ケースのため詳細は記載しません。 | ●障がい者の移動の自由を確保するため、移動支援事業の対象要件の見直しを検討するとともに、送迎付きの事業所が増えるような施策を検討する。<br>●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。<br>●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。 | **【課題整理中】41の見解と同じ**<br>東区だけの課題ではなく、全市的な課題と認識されるため、以下の流れで、課題解決や情報共有を進める。<br>【第１段階】<br>各区地域部会が、各部会の開催時等できるだけ速やかに、各区で障がい者の通勤・通所に関して課題になっていること及び各区またはある地域で工夫している事例を集め、まちの課題整理プロジェクトチームへ報告する。<br>【第２段階】<br>まちの課題整理プロジェクトチームが、上記課題及び工夫点を集約して、それぞれの課題について、解決策を考える部会ごとの役割分担を行い、課題及び解決策をまちの課題整理プロジェクトチームがまとめて、協議会全体で共有及び全体会（運営会議）に報告する<br>想定される課題は、移動支援の要件、交通費助成、各事業所や地域での工夫、実際の対応など<br>※通学の課題は「福祉と教育の私的勉強会」に委ねる | ・地下鉄沿線外等、本人のみならず、環境が原因となっていることも大きい。<br>・通所の送迎加算は通所人数に応じて設定されているが、送迎1件あたりに平均しても150円。<br>・雪国という事情も勘案して特区があってもよいのではないか。制度の話ではなるが、国に訴えていく要素もある。 | ◎ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 障がい児の通学に関して、移動介助が必要なケースに対する支援の必要性。（東区16）<br><br>※個別ケースのため詳細は記載しません。 | ●市に、移動支援事業の拡大、その他の施策の実施、ガイドラインの柔軟な運用を求める。<br>●移動困難者への支援をより重点的な課題ととらえ、障がい分野以外（子育て分野など）とも連携し、解決策を検討する。 | **【課題整理中】41の見解と同じ** | | ◎ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 19 | 障がい児の通学に関して、移動支援が必要なケースに対する支援の必要性。（相談1）<br><br>※個別ケースのため詳細は記載しません。 | ・移動支援の通学利用に関わる利用条件が限定的。<br>・経済的に負担の少ない通学に使える移動支援の社会資源がない。 | **【課題整理中】41の見解と同じ** | | ◎ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 42 | ４月特別支援級の小学１年生に進級する軽度発達障がいの男の子。下に幼稚園に入園する弟がおり、母親一人では２人を別々の幼稚園、学校に送れないため、移動支援の通学利用でヘルパーを利用したいという希望があったが、身体介護なしで単価も安く、時間帯もヘルパーが都合がつかなくて対応してもらえる事業所が見つからなかった。（相談11） | 移動支援の通学利用は、必要とする人たちの時間帯がかぶるため、ヘルパーが足りずに対応してもらえない。尚且つ、身体介護なしの支給決定だと単価が安くて引き受けてもらえる事業所がない。 | **【課題整理中】41の見解と同じ**<br><br>子ども部会に情報提供 | | ◎ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 43 | 母が精神障がいで、障害児の登校の付き添いや送り出しができず、不登校になってしまっている事例等。（相談12） | 移動支援が、申請により通学にも利用できるよう制度は拡充されたが、実際に支援してくれるヘルパー事業所が極端に少なくて苦慮している。事業所が見つからないために家族が多大な負担を強いられたり、児童が不登校になっていたりという事例が多く存在する。 | **【課題整理中】41の見解と同じ**<br><br>子ども部会に情報提供 | | ◎ | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 18 | ●車いす利用者など、移動に支援を要する場合、冬季の選挙となると、投票所までの移動に苦慮する。<br>●郵便による不在者投票の条件に該当しない場合も移動に支援が必要な人がいる。（北区2） | 冬季の投票について | **【課題整理中】41の見解と同じ**<br>北区地域部会及びまちの課題整理プロジェクトチームが、協議会全体で共有し、課題に対する意見を集約して、関係機関（選挙管理委員会等）へ伝える。<br>**⇒４１の見解と同じ。「移動」に関する課題とまとめて整理する。**<br><br>中央区選管に確認。<br>不在者投票はオンラインなので、セキュリティの強い線を使う必要があるため、例えば中央区は中央図書館でできないか検討している。<br>移動支援などは利用可。<br>郵便による不在者投票は国の法律なので、市町村が変えることはできない。 | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 内部障がいにより身体障害者手帳１種１級所持の方。<br>買い物など外出の際にヘルパーに一緒に同行して欲しいが移動支援の対象者にならない。<br>ヘルパーが必要な理由は、現在酸素を常時装着、１日６Ｌの酸素が必要なため、外出の際は自身で１本酸素を持ち、予備に１本ヘルパーなどに持ってもらわないと外出が難しい状況。また、居宅介護の家事援助では一緒に買い物に行くことができないため移動支援での外出を希望。家族は同居しているが夫も精神障がいがあり、子どもも受験や就職活動で援助ができない状況。（相談4） | ・身体障害者手帳取得の方の「移動支援」の支給決定時の対象者が限定されすぎている。 | **【課題整理中】41の見解と同じ** | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 26 | 身体障がいがあり、車椅子や松葉杖を使用して車への移乗が可能な方。<br>今までは父親の自家用車での送迎で平日（月～金）最寄り駅の真駒内駅まで送ってもらっていた。その際には駅長の許可を得てバス乗降ゾーンで自家用車への移乗を行っていた。父親がアルツハイマーになり、免許を返上することで送迎者が不在に。タクシーを利用しようとしたが、冬場の真駒内駅からタクシー乗り場までは、除雪も不十分で歩行者一人がようやく歩ける状況で駅からタクシー乗り場まで行くことができない。タクシーでバス乗降ゾーンでの移乗を許可してもらおうとしたが、駅長が許可しても市民の理解を得られないということで許可が降りなかった（バス乗降ゾーンへのタクシー乗り入れ禁止）。（相談8） | ・移乗が必要な方には真駒内駅周辺の環境が良くない。<br>・冬場の除雪が行き届かない。<br>・市民の理解が不十分。 | **【課題整理中】41の見解と同じ**<br><br>**※南区地域部会の構成員が「真駒内チーム」として有志で集まり、市で募集していた真駒内まちづくりアイディアコンペに応募した。集まって議論した内容や独自に真駒内チームが調査した結果などをもとに、今後南区地域部会でも検討を進める予定。** | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 48 | 現在、就労継続B型事業所に通所しているが、冬期間、雪で外出が困難になるために利用が難しいとの相談があった。事業所から最寄りの駅まで送迎を行っているところはいくつかあったが、自宅からの送迎は殆ど行われていない。生活介護事業所も自宅からの送迎をしているところはいくつかあったが、相談者宅からだと難しかった。ぬくもりサポートも検討しているが、ボランティア登録者が近くにいない為難しい。タクシー1メーターで行ける事業所も探したがなかった。（相談17） | 電動車椅子の方への冬期間の外出支援について | **【課題整理中】41の見解と同じ** | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 61 | 移動支援の対象要件が厳しい。<br>胸椎損傷や片麻痺の方の、外出における事故報告が多々見受けられる。<br>コンビニ等の入口付近が傾斜になっているところや、飲食店等の入口が段差になっているところが未だ多くあり、入店時に後方への転倒事故が起きている。<br>精神疾患を抱えている方が地域移行しても、公共の交通機関の利用を戸惑い、病院へ行けないとの報告が多々見受けられる。<br>両下肢麻痺や片麻痺の方が1人で外出することは容易ではなく外出先でもかなりの制限がある。（東区） | 身体障害で2肢に障がいを有し外出が困難な場合、精神障害で外出が困難な場合も、移動支援が利用できるようにしてほしい。<br>病名・症状に対して対象要件を拡大してほしい。 | **【課題整理中】41の見解と同じ** | | ◎ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 62 | 移動支援の身体介護有・無は不要ではないか。<br>身体介護有・無の基準は食事・排泄に介助を要するか否かとなっているが、それは居宅内における基準であり、実際に外出した際は、トイレの設備が整っていなかったり、人混みだったりと身体介護無の方でも身体介護を必要とする。<br>また、身体介護無で認定を受けている新規利用者のため、事業所を探す際、「身体介護は有ですか？無ですか？」と聞かれる事が多く、移動支援サービス事業所につなげるのが困難な状況になっている。（東区） | 移動支援の対象者は、外出の際に必ず身体介護が必要となることから、身体介護有・無という基準は必要ないのでは。 | **【課題整理中】41の見解と同じ**<br>**・身体介護無で受けてくれる事業所が少ない～単価が違う**<br>**・地区担当の調査は自宅での状況～外出時は異なる**<br>**・身体介護有無の基準が、自宅と外出時で異なることを反映できない** | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>〇〇が〇〇<br>〇〇という事例 | 〇〇という課題がある<br>〇〇が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 76 | 移動支援の対象は３肢以上であるが、身体機能だけでなく認知機能の低下が見られ、ひとりでの外出が困難な方の支援をどのように考えるべきか。（相談）<br><br>※個別ケースのため詳細は記載しません。 | 難病により、認知機能の低下も見られる方の外出支援について<br><br>移動支援ガイドラインの見直し<br>・現在（Ｈ24.4付け）のガイドラインに難病が含まれていない<br>・３肢以下の方で区分認定されており、移動が「部分的に支援が必要」以上の人が移動支援の利用に該当しない根拠が知りたい。<br>・「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」のパブリックコメント（2015年の11/24まで）に意見を出す予定<br><br>・相談部会定例会で、高次脳機能障がいの方の記憶障がいに関係する外出支援必要性も | **【課題整理中】41の見解と同じ**<br>・精神科の受診は？精神障がいでの移動支援利用は？<br>一精神科受診は不明。精神障がいでの移動支援支給はされにくい。 | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 各区保護課における制度説明や保護基準への理解が統一されていない。（東区13） | ●市に生活保護制度における統一した運用の確立を求める。<br>●支援者の制度周知に取り組む。 | **【課題整理中】**<br>**「行政の仕組み」に関する課題をまとめて、まちの課題整理プロジェクトチームとして解決への方向性（案）を検討中。まずは、行政の仕組みとして上がっている課題と同様の区役所での対応に差がある事例がなかったか地域部会等を通してアンケートを実施。更に行政を対象としたアンケートも実施し、行政の困り感の把握と、研修などの枠組みを検討していく予定。** | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 34 | 〇対応区によってサービスの決定内容支給量に違いがあり、どの基準により支給されているのか不透明な部分がある。<br>〇区によってサービス決定の違いがある現状を改善してほしい。<br>〇現在の福祉サービスの支給量では足りないケースが多いため、支給量の増加について札幌市において検討してほしい。<br>〇また国への支給量増加に対して提言を行ってほしい。<br>〇区分認定結果に違いがありすぎる。（手稲区5） | ●各区によって福祉サービスの支給決定内容を統一してほしい（特に居宅ヘルパーの時間数）<br>●支給量の増加<br>●申請から審査結果が出るまでの期間が空いてしまうので、ある程度の利用開始日の目安や、遡っての決定が出されるとサービス利用も早くから進められる | **【課題整理中】１３の見解と同じ** | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 56 | 脳梗塞後遺症にて左上下肢不全麻痺、症候性てんかん、高次脳機能障がいの診断にて精神保健福祉手帳３級所持。身障手帳は取得できず。小刻み歩行で頻回に転倒。屋外で転倒した際には近隣住民の助けを借りないと起き上がれない状況。<br>こころのセンターの判定で「てんかん」と身体状況との因果関係が認められず、障害支援区分はついても精神でのサービス利用は不適切という判断でサービス利用できず。（相談24） | 障害支援区分は付くが、サービスの支給決定が受けられないという問題。 | **【課題整理中】１３の見解と同じ** | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 68 | 行動障害が強くあり、変化に対して脆弱で、支援方法や人（ヘルパー）が変わることで不穏になってしまう自閉症のある方について、今まで移動支援を利用していたが、サービスの更新をきっかけに区役所から行動援護に切り替える通達があった。しかし、今までサービス提供をしていた事業所では、行動援護を実施できるヘルパーが限られており、今までのようなサービス提供ができないという話になってしまった。事業所を変更するとなると、支援方法や人が変わってしまい、精神的不穏や行動障害の悪化を家族は心配し、困っている。（相談） | 移動支援の支給について<br>①家族と支援者で区役所に事情を話に相談に行く。<br>通常であれば、相談室として、行動援護を実施できる事業所を探していくということが考えられるが、本人の特性を踏まえた場合、事業所を変更することで、例え引き継ぎをしたとしても支援方法や人が変わる等の多くの変更により、精神的不穏と行動障害の悪化が想定される事案について、安易に事業所を探して変えるということは得策とは考えられない。<br>②区によっては個別の事案について移動支援から行動援護の切り替えについて、柔軟に対応しており、ニーズや支援の必要性を検討する中で、移動支援のまま支給されている状況がある。希望する支援をできるだけ受けることができるよう、長期的には行動援護に切り替えることができる体制を整えつつ（サービス利用計画に盛り込む等）、移行期間としてとらえながら移動支援の支給決定していくのはどうか。 | **【課題整理中】１３の見解と同じ** | | ○ | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 74 | 障がい者虐待対応について<br>札幌市障がい者虐待相談窓口の夜間・休日の緊急連絡先に連絡したが、返事があるまで2時間も待たされたのち、緊急一時保護となった。なお、警察にも被害届を出し、精神科の医師の診察も受けている。<br>障がい者虐待の緊急一時保護としてどうにか一泊させてもらえたが、ショートステイなどで部屋が空いていなければ、行くところもないところであった。どの施設においてもベッドを提供しているだけで、精神的にフォローする人は誰もいなかった。（東区）<br>※個別ケースのため詳細は記載しません。 | ○いつ起こるか分からない障がい者虐待に対し、スムーズに対応できる体制が必要であり、障がい者虐待対応のマニュアルが整備されているはずだが、今回の事例では機能していなかった。<br>○虐待を受けた人を、速やかに保護できるところを整備する必要がある。<br>○虐待を受けた人に対し、精神的にフォローできる人を配置する必要がある。<br>○今回は、通所している事業所が中心となって、どうにか保護できたが、支援者がいない場合の対策を考えて欲しい。<br>【部会の意見】<br>虐待を受けた障がい者の精神的フォローのため、精神科受診を最優先すべき。<br>障がい者が孤立しないため、虐待の温床にしないため、障がい者が外部とのつながりを保つことが大切で、虐待に限らず根本的な課題である。 | **【課題整理中】**<br>障がいへの対応を、ＤＶ防止法の仕組や、犯罪被害者への対応などにも広める必要もある<br>弁護士や行政を含めて、法律と対応の可能性の整理をしたい<br>障がい福祉課の担当者にも伝える<br>そもそも、単身生活している障がいのある方がどこにどれくらいいるのかが分からない<br>～札幌市も平成28年に、住基や障害者手帳、介護保険、ＤＶなどのシステムが一つになる予定<br>東区地域部会での進捗もあれば、まちプロに情報提供お願い。<br><br>課題に対応できそうな社会資源の資料収集し東区地域部会に情報提供。<br>札幌市の障がい者虐待防止ネットワーク設置準備中<br><br>※他の「行政の仕組」課題とは別の対応をする | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 重複障がい（肢体不自由・知的障がい）をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない。（東区7） | ●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。<br>●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。<br>●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。 | **【課題整理中】**<br>第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。<br><br>**⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく** | （東区との意見交換結果）<br>・重心の方も（地域生活を？）求めている。社会人としてどう成長していくのか？ということを考えている。<br>・障がいの重い人の大人モデルにシンポジストとなってもらい、話をしてもらうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。 | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 27 | 養護学校高等部。身障手帳１級、療育手帳Ａ判定、夜間は呼吸が浅くなるので見守り必要。両親と兄と暮らす。父親は多忙。母親が入院中。兄が時間を作って本人の面倒を見たり、父親も仕事を抜けて面倒を見たりしているが、平日１週間など同じ事業所でロングショートさせてもらえる受け入れ先が自宅や学校近くで無い。（身体障がいがある児童を受け入れてもらえるショート先も少ない）医療型ショートは医療型の対象ではないと報酬単価が低いために現実的にはなかなか受け入れてもらえない。（相談9） | ・重心判定や療養介護が付いていないが、状態像はそれに近い人のショートステイ受け入れ先が少ない。 | 【課題整理中】７の見解と同じ | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 身体・知的の重複障がいがある方がケアホームを探している。南北線を利用して就労継続Ｂ型の事業所に通所している。足腰の安定が悪く、歩行時に転びやすいことから、駅までの道のりが安全なところを希望しているが、既存のケアホームには空きがないか、条件が悪くて安全を確保できない。（相談10） | ケアホームが不足していることと、利便性の良い場所にない。 | 【課題整理中】７の見解と同じ | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | 夜中の介護が頻繁に必要で、今まで寄宿舎を週３回利用して親の静養を確保してきた。親としては、在宅で介護してきたいと考えているものの睡眠が確保できる手立てが見通せないでいる。在宅サービスで、夜中のケアを利用できる家の構造ではなく、改修も困難。親と本人が、在宅生活を維持できる重心の事業所が不足している。（相談13） | 重心の方が定期的に利用できる短期入所が少ない。 | 【課題整理中】７の見解と同じ | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |
| 52 | ０歳。人工呼吸器も２４時間装着。退院後自宅で両親との生活を送る予定だが、知的発達レベルで重心の判定がつかないため、医療型の短期入所、デイサービスが利用できない状況。<br>状態像としては人工呼吸器もつけているため、福祉型の利用は現実的には無理であり、結局母親が訪看やヘルパーと支えなければならない状況。３歳未満でもあり、ヘルパーの時間数決定についても十分に母親を手助けできるだけの時間数がつきづらい（最終的には区役所、本庁で協議してもらってかなりの時間数を決定してもらったが苦肉の策）。<br>この他数件の事例が散見される。（相談21） | 医療型短期入所や医療型デイサービスの利用が必要な状態像だが、重心判定がつかないために利用できない。 | 【課題整理中】７の見解と同じ | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>〇〇が〇〇<br>〇〇という事例 | 〇〇という課題がある<br>〇〇が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 73 | 医療行為が必要な方の日中活動や短期入所等の利用出来る施設が少ない。<br>※家族の側からも本人に病識がないと在宅酸素の取り扱いや胃ろうをいじってしまったり目が離せない。<br>【現状の対処】<br>・母子世帯等は母の入院に合わせて本人も同じ病院に入院<br>・在宅で家族やヘルパーの介助で生活しており外に出かけたりすることは諦めている<br>・病識の無い方で睡眠中に取れたままにしてしまう方は母が夜は起きて付き添っている.<br>【意見】<br>・看護師が配置されている事業所や対応できる事業所の情報共有が必要。<br>・事業所が医療ケアを受ける心理的な抵抗感をなくすための研修が必要。<br>・施設側の無理と思う気持ち（食わず嫌い？）<br>・気軽に相談できる仕組みづくりが必要<br>・看護的な知識がないなかで入ってきている<br>・研修の充実→学びの場が必要<br>・訪問看護の制度の壁→自宅だけではなく、日中活動先（短期入所）での訪問看護を認めることはできないのか（清田区） | 【課題】医療ケアを必要とする方を受け入れてくれる事業所が少ない。<br><br>【取組提案】<br>・日中活動先での訪問看護の利用不可等の制度の壁を検討する<br>・札幌市として医療行為についての研修会の実施（情報提供から実践報告まで幅広く） | 【課題整理中】７の見解と同じ | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 相談支援事業所でも障がい種別により相談を断られることがある。（東区8） | ●相談員がすべての障がいについての十分な知識・経験を身につけるための環境整備を行う。 | 【課題整理済】<br>・委託相談支援事業の相談体制について、平成25年度、相談支援部会でガイドライン策定を予定している。<br>⇒相談支援部会でのガイドライン策定に解決を依頼する。<br>◆まちの課題整理プロジェクトチーム事務局調査結果<br>さいたま市作成「さいたま市障害者相談支援指針」<br>http://www.city.saitama.jp/www/contents/1338026512198/index.html<br>◆岡本委員がまちづくりサポーター会議にて、サポーターからもらった意見。<br>・自分がやれることも相談室をたよるのはどうか、岡本サポーターが、他のサポーターに意見を聞きました。<br>・相談しても納得できない、どこかで安心できないので何度も同じ相談をしてしまうのではないでしょうか。<br>・自立支援協議会相談支援部会でも、相談員が忙しくて十分に話を聞けないこともあると聞きました。当事者として聞く部分を手伝えたらと思います。<br>・知的障がいの場合、自分のことを分かっている相談員が安心です。不安になると相談室を使います。札幌の相談室では自分のことを分かっている相談室は場所が遠いので、隣町の相談室を使おうと思っています。 | 【東区との意見交換結果】<br>・指定相談にも一般相談が増えてきている。相談支援部会にも指定相談が参加できるようにしてほしい。<br>・指定相談にも委託相談並みでなくても、一般相談を取ったら報酬が必要。相談件数に応じた担保が必要。<br><br>【相談支援部会からの回答】<br>・課題の提出から時間が経つ中で、委託の相談支援事業所で今はこのような課題が起きないことを確認し、平成２７年度中に改訂される予定の要綱でも明確にしていく予定。 | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 33 | 相談支援事業所の数を増やしてほしい。また各事業所の相談員の数も増員して、もっと相談を行うことができるような環境にしてほしい。そのため相談支援事業所への補助（委託運営費）などを充実してほしい。（手稲区4） | ● 相談支援事業所の充実 | 【相談支援部会に検討を依頼】 | 【相談支援部会の結果】<br>相談支援部会として、平成２７年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。また、委託相談支援事業改革推進プロジェクトとして検討している。<br>平成２７年度から委託の相談支援事業所に増員等を開始。<br>保留 | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 45 | 札幌市立の幼稚園に通っているお子さん。児童相談所で発達検査をし、児童発達支援を勧められ、区の窓口で申請手続きを行った。そこで、利用計画が必要であることを含め説明を受け、相談支援事業所につながった。（相談14） | 利用計画作成が必要となったことそのものがまだ周知されておらず、連携を図る前に、「なぜ相談支援事業所が連絡をしてくるのか」、「利用計画とは何か」、「なぜ利用計画が必要なのか」等について説明し理解を得なければ進められない現状がある。 | 【課題整理済】<br>子ども部会へ情報提供 | 【相談支援部会の結果】<br>相談支援部会として、平成２７年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。<br>その後プランに反映。<br><br>【相談支援部会からの回答】<br>・子ども部会との連携の中で今後検討を進めていく。 | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 47 | 養護者からのネグレクトで卒後支援の学校が区役所に通報した。学校や作業所、相談支援事業所などがもともと関わっていたが、関係機関の参加がないまま対応の検討がなされた。（相談16） | 障害者虐待防止法の施行後、札幌市の障がい者虐待対応マニュアルに沿って対応したケースがありました。フロー図では相談や通報、届出を区保健福祉部が受付た後、初動体制検討や調査などを経て「個別ケース会議」が開かれることになっていますが、このケース関わりのあった相談支援事業所をはじめ関係機関は参加しないで検討され援助方針が決まってしまいました。<br>関係機関が参加できるのはどのような場合で、誰が判断するのかを知りたいです。 | 【課題整理済】 | 【相談支援部会の結果】<br>相談支援部会として、平成２７年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。<br>その後プランに反映。<br>平成２８年３月に、障がい者虐待防止ネットワークが設置。<br><br>【相談支援部会からの回答】<br>・障がい福祉課で検討 | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 49 | 高等養護学校を来春卒業する生徒の保護者より、学校で卒後障がい福祉サービスを利用する生徒については、計画相談支援が必要なため相談室へ相談するようアナウンスがなされ、事前の相談予約が入った。この相談を受けることで、保護者からの集中的な相談が懸念される。また単独のサービス利用者に対して、一つひとつプランニングしていくことは、相談室の体制上、現状では困難であり、複数サービス利用者の複雑なケースに対して相談支援が行き届かなくなる可能性が示唆される。<br>一方で、保護者の気持ちに寄り添い、相談を受けられる所は確保しなければならない。（相談18） | 高等養護学校を卒業する生徒が、卒後就職できない場合、卒後の進路として障害福祉サービスによる日中活動を利用するとなると、計画相談支援を利用する必要が出てくる。そのため、卒後の計画相談支援の利用について事前に相談が保護者から集中する。学校や障害福祉サービス事業所の所在地、居住地にある相談室へ相談が集中してしまう。一度保護者の相談を受けてしまうと、保護者の口コミで利用できる相談室の情報が拡がってしまう懸念があり、相談室で受入れに躊躇している。 | 【課題整理済】 | 【相談支援部会の結果】<br>相談支援部会として、平成２７年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。<br>その後プランに反映。<br><br>※上記とは別に、障がい福祉課において、高等養護学校と指定特定相談支援事業所の情報交換会を開催している。<br><br>【相談支援部会からの回答】<br>・委託の相談支援事業所は自区の相談を受ける事を確認したことで解消。 | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 53 | 計画相談を契約しても支給決定になったことが相談室にはわからない。支給決定がおり、サービス受給者証が本人に送られても、相談室には連絡が来ないまま、サービスの利用が開始されていた。計画相談が案で止まってしまう。支給決定がおり、サービス受給者証が本人に送られたら、相談室にも連絡が来るシステムがあれば安心。（東区25） | 介護給付費等が決定になったことが相談支援事業所にも分かるようなシステムを考える。 | **【課題整理済】** | **【相談支援部会の結果】**<br>相談支援部会として、平成２７年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。<br><br>※上記とは別に、障がい福祉課の計画相談支援担当に情報提供済み<br><br>**【相談支援部会からの回答】**<br>・相談支援事業所に区役所から支給決定の連絡を入れるよう市から区へ打診。 | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | |
| 1 | ヘルパーの知識や技量について。<br>・発達障がいの知識<br>・技量のラインが年々低くなっている<br>・そのそも養成する研修の場が少ない。<br>・現場での人材不足が深刻。（東区１） | ●市と協議会が連携し効果的な研修体制を確立する。<br>●良質な人材の確保につながる施策を検討する。<br>●障がい児の療育関係者へのスキルアップ研修を行う。 | **【課題整理済】**<br>札幌市と協議会が共同でヘルパーの育成に関しての研修を行う。<br>そのために、札幌市でヘルパーの研修会を行うには、まずは現段階でヘルパーの研修がどのようになっているのかを知る必要があるので、まずはヘルパーにアンケートを取り、（１）実際に研修が必要だと思うか、（２）研修が必要であるとすればどのような研修が良いか、（３）研修に参加するとすると時間帯は、（４）どのような環境であれば研修に参加しやすいのかを分析し、アンケート集約結果を参考にして研修を行う。研修を行った後もアンケートを取り、どこかにまとめ役になってもらってそのまとめ役（事業所等）が研修を定期的に開催する、情報交換会を行う等の機会を作っていただく。それができた時点で協議会の担当者はバトンタッチして協議会としての役割を終える。<br><br>**⇒「ヘルパー技術向上のための研修会の可能性について」として、課題整理を行った（25年度実施、26年度から東区地域部会にて引き続き検討を依頼）**<br>**⇒東区内の取り組みは東区地域部会で引き続き実施予定。市域の取り組みについては関係団体等に依頼中。** | **【東区との意見交換結果】**<br>・研修の継続が必要<br>・ヘルパー自身が自分の力量に問題があると思っているか？当事者の声も必要。<br>東区の研修開催も重心の方へのアンケート結果から開催している。参加者の８～９割は高齢が対象。<br>・ガイドヘルパー研修を実施しているのは札幌市ぐらいではないか。しかし開催が少ない。現実的な開催となっているか？<br>⇒現認者講習として位置付けて、実施すべき。<br>・移動支援の研修として、底上げの意味も込めて開催。現場に入っている人を対象に開催する。<br>・良いヘルパーにスポットが当たりにくい。ヘルパー本人が魅力を伝える場があってもよい。ヘルパーのアベンジャーズを。 | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政<br>の<br>仕組 | ⑥<br>身体<br>と<br>知的<br>の<br>重複<br>障害 | ⑦<br>相談<br>支援<br>事業 | ①<br>支援<br>技法・<br>障害<br>特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護<br>保険<br>への<br>移行 | 日自・<br>後見 | 社会<br>資源 | 労働 | 制度<br>（市域） | 制度<br>（国域） | 個別的 |
| 4 | オストメイトの方の銭湯利用について理解不足が見られる。（東区4） | ●「オストメイトの方へのマナー啓発」及び「オストメイトに関する正しい情報提供」を行う | **【東区地域部会にさらなる調査・検討を依頼】**<br>・地域部会や勉強会等を活用して理解促進する<br>・オストミー協会に当事者団体として課題をどのように捉えているのか、また、公衆衛生協会にどのように対応しているのか、話を聞いてみる。理解、協力の姿勢が弱ければ、札幌市に後押ししてもらうこともできる<br>・他県ではＱＡを出すなど、対応しているところもある<br>・オストメイトの問題は全域の問題でもある。東区の中でもう少し調べて、まちプロに返してほしい。オストメイトの団体が動いていることもわかったので、東区でさらに丁寧に情報を集めることができないか<br>◆まちづくりサポーター会議でサポーターからもらった意見。<br>・オストメイトの方のことを良く知らない人が、銭湯に対して苦情を言ったという話を聞きました。毎月、区民センターでオストミー相談会を行っています。正しい情報提供や理解を広めることが必要です。<br>・スーパー銭湯など、現場で働く人に理解を広めていく必要があると思います。<br>◆まちの課題整理プロジェクトチーム事務局調査結果<br>●ストマー利用の理解促進について<br>http://www.siup.jp/katsudo/keihatsu/index.html<br>●公益社団法人　日本オストミー協会札幌支部<br>～オストメイトの福祉向上のための諸活動を実施<br>●オストミー相談会は広報さっぽろに掲載している。 | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 発達障がいのある方が適切な療育を受けることができず、自宅に引きこもっているケースに対する支援の必要性。（東区15）<br><br>※個別ケースのため詳細は記載しません。 | ●切れ目のない支援体制づくりを検討する。<br>●地域における発達障がい支援の仕組みを検討する。<br>●発達障がい者の親をサポートする。 | **【課題整理済】**<br>**発達障害者支援関係機関連絡会議に情報提供。** | 発達障害者支援関係機関連絡会議内で情報共有し、検討結果をフィードバックしてもらう予定。 | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 60 | ①相談支援を利用する意義は理解できるが、実際には今すぐ利用するには距離がある<br>②一つは、日常障がいが重い故に家族（実際には母親）以外に本人を理解できる人がいないと感じている<br>③もうひとつは、実際に相談支援を利用した場合も相談員に理解してもらえていると感じられることが少ない<br>④結果、相談支援を利用しなくなっていく<br>⑤相談支援事業所相談員に感じる理解不足等は、ヘルパー、日中活動などの支援の他、訪問看護や保健師の中にも存在し、それらの結果、重症心身障がい児・者が利用できる資源は非常に限られているのが実情である<br>⑥その他のことを含め、結果として母親がほとんど全てを担っており、様々なことを母親一人で決めなくてはならない状況にある<br>⑦母親は一生懸命我が子のケア等していくが、加齢等でそれが難しくなると本人の思いはバサッと切るしかなくなる<br>⑧これらは本人が医療、医療的ケアが必要であるほど際立っていく<br>⑨特に年齢が小さい場合、地域に「安心できる材料」が少なく、ＮＩＣＵ等から在宅に戻る家族の不安は極めて大きいが、そこに届く支援は極めて少ない（相談28） | 在宅重症心身障がい児・者の支援体制の構築 | **【課題整理中】７の見解と同じ** | | | | | ○ | ◎ | | | | | | | | | | | | |
| 66 | 児童発達支援の事業所が増加しているが、支援者の専門性が伴っていないとの新聞記事があり、相談室でも問題視している。<br>実際に、相談室が紹介して利用を開始した児童発達支援について、子供の保護者や関係者から、専門性の無さを指摘する声があがっている。相談室に新規立ち上げのあいさつに来る事業所は多いが、紹介する側の責任もあり、難しく感じている。指摘されているのは、どれも新規開業した事業所である。利用者の通っている保育園からの指摘もあった。（東区） | 児童発達支援の研修や勉強会だけでなく、地域療育支援・保育所等訪問支援事業の利用の増加・義務化を検討する。また、より広く利用しやすい体制の整備を検討する。 | **【課題整理中】**<br>協議会と児童発達支援センターの検討・共有の場から<br>事業者指定の時に協議会の説明資料を渡せないか？<br>東区地域部会に相談支援部会での状況を報告する<br>相談支援部会と子ども部会に情報提供<br>・№54と関連あり（カテゴリは異なる） | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政<br>の<br>仕組 | ⑥<br>身体<br>と<br>知的<br>の<br>重複<br>障害 | ⑦<br>相談<br>支援<br>事業 | ①<br>支援<br>技法・<br>障害<br>特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護<br>保険<br>への<br>移行 | 日自・<br>後見 | 社会<br>資源 | 労働 | 制度<br>（市域） | 制度<br>（国域） | 個別的 |
| 67 | ・行動援護の在り方について<br>危険認知力が低く、突然の飛出しや他害がある方が行動援護の対象者だと認識しているが、児童に対応できる事業所が少ないと感じる。また、事業所によってスキルに差があると感じる。<br><br>・障害児の地域生活について<br>地域に居住していても特別支援学級だと少し離れた小学校に通わなければならない場合がある。自宅の近くの公園で、小学校は離れてしまったが幼馴染と遊び、障害があっても地域のコミュニティで楽しく生活する。地域生活の支援を何よりも重視していきたいけれど、トラブルに発展してしまうことも多々ある。（東区） | ・行動援護を提供する事業所の意識改革<br>・行動援護ヘルパーの技術の向上<br>・地域の障害児（者）への理解・啓発を促す連動<br>・本人を中心に据えた地域ネットワーク作り（個別支援から地域支援へ） | **【課題整理済】1と同じ見解**<br><br>東区地域部会に情報提供 | | | | | | ◎<br>前半 | | | | | | | | | | | ◎<br>後半 |
| 11 | 学校内の移動などを支援してくれるボランティアを探している。学校でも探してくれたが見つからない。（東区11）<br><br>※個別ケースのため詳細は記載しません。 | ●学校内での移動の自由を確保するため、市教委に「学びのサポーター」の活用拡大を働きかける。 | **【課題整理済】**<br>**⇒教育と福祉の連携に係る課題検討会を立ち上げて課題整理を行った（25年度実施、26年度から子ども部会にて引き続き検討する）** | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | |
| 3 | グループホーム等、障がいのある方が住むところが少なくまた定員も少ない。また、空き物件の情報がつかめず活用できない。（東区3） | ●障がい者が住めるグループホーム、共同住居、アパート等の情報を共有できるしくみについて検討する。 | **【課題整理済】**<br>障がい者の住まいの課題のため、６と一緒に検討する。<br>①東区地域部会でビッグの方を招いて「障がい者の住まい」についての研修会を行う予定であるので、他の地区とも合同で出来ないか検討する。<br>②精神障がい者のみではなく、障がいのある方の入居に関しては、福祉側からの働きかけも必要だと考えられるので、不動産・借家が安心できるようなパンフレットを作成する<br>③方法として、運営委員が各地区1 - 2名ほど住宅問題に関して興味のある人に集まってもらうよう呼びかけをして、そこでチームを作り（１）研修、（２）広報等の活動を行ってもらう<br>④まずは運営会議に相談する<br>**⇒「市営住宅の単身入居を含む住まいの問題」として課題整理を行った（25年度実施、26年度から中央区地域部会にて引き続き検討を依頼）** | ･グループホームの空き情報については、中央区地域部会から各部会に、「元気さーち更新のお願い」について協力依頼。他の地域部会でも「元気さーち更新のお願い」の掲載が拡大中。 | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 6 | 精神障がいのある方の入居等に関する支援において、不動産屋で障がいをオープンにすると部屋（賃貸住宅）の契約がしづらくなる。保証会社の審査が通らない（通りにくい）。（東区6） | ●精神障がいに関する正しい情報提供を行う。 | **【課題整理済】３の見解と同じ** | ・中央区地域部会で、宅建協会作成の『一人暮らしガイドブック』の分かりやすい版を検討中。 | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 20 | 手稲区在住の知的障がいを抱えた男性。現在は両親と共に手稲区内の実家で暮らしている。両親が高齢になってきたこともあり、本人も自立した生活を送れるようになることを考え始め、両親が健在なうちに実家にもすぐ帰ることのできる範囲内でグループホームを探したいが、空きがない等の理由から選択肢も狭まり、選ぶことが難しい。（相談2） | ・他区と比べて手稲区はグループホームの選択肢も少ないし、数自体も少ない。 | **【課題整理済】３の見解と同じ** | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④移動 | ⑤行政の仕組 | ⑥身体と知的の重複障害 | ⑦相談支援事業 | ①支援技法・障害特性 | ②教育 | ③住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 29 | 札幌市営住宅条例第５条第２項に規定する精神障がい者、知的障がい者を、単身入居要件から除外しているのは大きな問題である。（東区17） | 市営住宅の単身障がい者世帯の入居要件の適正運用を求める | 【課題整理済】３の見解と同じ | 平成26年度より課題自体は解消。ただし提出書類についての課題が残る。 | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 37 | ○情報の保障<br>地域の物件や不動産会社に関する情報に、障がい者やその家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。たとえば、物件に関しては、住宅改修が可能かどうか、周辺環境や最寄駅のバリアフリーの状況、また、協力的な不動産会社がどこにあるか、その不動産会社へは車いすで入店できるのか、その会社の誰に相談すればいいのか、物件探しの際に車いすのまま乗車できる車両を持っている不動産会社はどこか等の情報に、障がい者や家族が簡単にアクセスできる仕組みが必要である。<br>特に、IT環境を持たない障がい者や、ITそのものを利用できない障がい者も多くおり、「人」を介した分かりやすい情報提供の仕組みが重要である。<br>（東区20） | 障がい者が必要とする情報に簡単にアクセスできる仕組みを検討する。 | 【課題整理済】３の見解と同じ | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | ○ |
| 38 | ○不動産会社との連携<br>地域生活支援に関わる事業者と不動産会社との連携が必要である。物件見学会や、交流会･意見交換会、研修会等を通して、日常的に連携体制を作っていく作業が必要である。地域生活支援の事業者たちと不動産会社がもっと有機的に連携できれば、障がい者の「住まい探し」や「自立生活」の可能性は大きく広がるはずである。（東区21） | 障がい者を支援する事業所と不動産会社とが連携する仕組みを検討する | 【課題整理済】３の見解と同じ | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | ○ |
| 39 | ○大家・管理会社の不安<br>大家、管理会社の不安の問題をどうするのか。障がい者と日常的に接する機会が少ないため、障がい者がどんな生活をしているのかわからないという不安が生じやすい。大家が障がい者の暮らしについてイメージできることが、大家自身の不安を取り除くことにもつながる。たとえば、「暮らしの履歴書」を提示するという方法も、大家に障がい者の暮らしを具体的にイメージしてもらうためには有効な方法である。大家が「障がい者の暮らし」を具体的にイメージできるような手立てを工夫してゆく必要がある。（東区22） | 大家・管理会社が障がい者に対して抱く不安を解消する仕組みを検討する。 | 【課題整理済】３の見解と同じ | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | ○ |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 40 | ○行政的課題<br>国の「あんしん賃貸支援事業」、市町村の「居住サポート事業」等、他にも都市部の幾つかの自治体では、家賃補助や住宅改修に関する費用補助、行政の委託機関が保証人を担う取り組み等を実施しているが、これらの取り組みは自治体毎に制度の仕組みが異なり、自治体間、地域間の格差が大きくなっている。住宅の斡旋について行政がもっと積極的に関わる必要がある。障がい者の入居に不安を持つ大家にとって、行政の後ろ盾は、障がい者との賃貸契約を結ぶ時に、とても強い安心材料になる。障がい者の権利として民間賃貸住宅への入居を要求するという方法で、障がい者の民間住宅への入居拒否を差別として禁止する法律の制定、制度の確立を目指していく必要がある。（東区23） | 障がい者の権利として住宅を確保できる施策の策定を求める。 | **【課題整理済】３の見解と同じ** | ・平成２２年４月に、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい　地域づくりの推進に関する条例」（略称：北海道障がい者条例）が全面施行。<br>・平成２８年４月に「障がい者差別解消法」が施行。 | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 46 | 精神障がいの女性のケース。本人の住宅を探し本人も気に入った物件があり申し込みを行った際に、親族などがいないく保証人になってくれる方がいないため保証会社を利用することとなった。緊急連絡先になってくれる人もいない。そのためアパートを借りるための審査が出来ない状況が続いた。（相談15） | 保証人がいない場合は保証会社を利用する際も、必ず「緊急連絡先」が必要になる。誰に依頼をする事が良いかまた相談室がその場合には緊急連絡先となる事が必要なのか？何処かでそのような事を担ってくれる社会資源など知りたい。同じように入院の際にも保証人などがいなく困ることも多々あります。 | **【課題整理済】３の見解と同じ** | ・精神科の訪問看護を行っている事業所で、住居の確保を行っているところが数箇所ある。 | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 55 | うつ病。本人の希望する物件が見つかったが、保証人、緊急連絡先になってくれる人がいなかったこともあり、なんとか緊急連絡先に不動産会社の方がなってくれ、保証会社の審査にかけたが結局転居できなかった。（相談23） | 保証人や緊急連絡人がいなく一般住宅への転居先が見つからない。 | **【課題整理済】３の見解と同じ** | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 17 | ●医療機関の受け入れ態勢が整っていない<br>●医療機関に関する情報が不足している<br>●研修体制が充実していない（北区1） | 福祉と医療の連携について | **【課題整理中】**<br>○各部会が医療機関（精神科病院に限らず）への参加を呼び掛ける。<br>○北海道歯科医師会が積極的に障がいに関する勉強会を開催しているので、他の医師会等とも連携できないか、上記部会への参加を通して、各部会で検討する。<br>○さっぽろ医療計画との連携ができないか確認する。<br>○まちの課題整理プロジェクトチームが、具体的な課題の背景を北区地域部会に確認し、それをもとに市内の医療機関等にアンケート等で実態を聞いてみる。 | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 23 | 児童デイ保護者の茶話会から。障がい児に対する支援はサービス等を利用することで補えるが、反面親の支援については手が行き届かない。ただでさえ子育ては母親にとって大変なことなのに、障がいを持つ子どもを育てるのはそれ以上に困難さが生じるため。（相談5） | ・障がい児の親に対する育児支援策が不足している。 | **【課題整理中】**<br>・健常児の兄弟への支援という側面。兄弟会がいくつかあるが、あまり知られていないのではないか？<br>⇒10月29日に子ども部会事務局会議にて情報収集<br>・札幌市通園児父母連絡会における託児、グループカウンセラー、母親による支援等がある。<br>・親支援、家族支援は難しい。報酬もない。<br>・児童発達支援事業所における支援の幅や対応の差、という問題もある | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | ○ |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④移動 | ⑤行政の仕組 | ⑥身体と知的の重複障害 | ⑦相談支援事業 | ①支援技法・障害特性 | ②教育 | ③住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 64 | 水頭症の乳幼児。何度もシャント術を行っているが、シャント不全を起こして入退院を繰り返している。鼻腔からの経管栄養を行っている。母親は育児に対する不安と疲れがあるが、精神科を受診するほどではない。（相談） | 医療的ケアが必要な乳幼児に対する居宅介護の支給決定基準について | 【課題整理中】<br>難しいのは、3歳未満の子どもについての支給決定マニュアルを作成するには、子育ての基準を明確にしなければならない | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | |
| 30 | ○知的障がい者には、情報の説明がわからない。避難場所が家から遠くなっているようであるが（近くにも避難場所があるのに）その理由もわからない。<br>○救助体制はどのような仕組みなのか知りたい。<br>○障がいのある方への情報提供の仕方などを再度見直して欲しい（ルビ振り）その他、一般市民に向けた周知も含む。<br>○現在、これらの事に関してまちづくりサポーターと協議しているとの事だが、進捗状況と今後の方向性も含めて回答を頂き、各関係者（手稲区地域部会）にも伝えていきたい。（手稲区1） | ● 震災時の避難（ハザードマップ含む）などについての情報が少ない<br>●障がい者（子供、高齢者）が本当に避難できる場所なのか？見直してほしい | 【課題整理中】<br>・情報不足、避難所の整備等は引き続き情報収集する<br>・まちづくりサポーターにより平成25年度の活動報告及び進捗状況については現在取りまとめ中。<br>・平成26年9月11日の大雨の状況について、危機管理対策室が平成27年3月に報告書を作成。<br>http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/chibou_minaoshi_jishinhen/bousaikaigi26/index.html | ・福祉避難所は非公開。開設されるかどうかが、その時の状況によるため。<br>・一般の避難所から福祉避難所に誘導する仕組。 | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | |
| 51 | ＜６５歳：身体障がいで計画相談支援および地域定着支援を契約されている方の事例＞　介護保険移行になると、比較的サービス量が減ってしまう傾向にあり、本ケースも同様にして利用可能な時間数が減ってしまった。上乗せでの障害福祉サービスも利用できなく、必要なサービスが公的に受けられなくなってしまった。不足分を有償ボランティアとなると、すでに有償ボランンティアを頻回に利用しているため、所得の状況からも難しく、必要なサービスが受けられない。（相談20） | ６５歳で障害福祉サービスから介護保険サービスへ切り替わる、介護保険サービスへの移行で、利用できるサービス量が減ってしまい、これまで障害福祉サービスで対応できていた部分に実費負担が発生してしまうことで、本人にとって必要なサービスが提供されにくくなっている | 【課題整理中】<br>・就労A型は65歳までなので、B型に変更すると所得が減る<br>→就労A型65歳未満要件は、社会情勢と矛盾するのでは？<br>・介護保険との適応関係についての国通知があるので、現状と通知の整合性を図る<br>・訪問系サービスについて介護保険で不足の場合は障害福祉サービス支給決定可能<br>→古い上乗せ要件が生きている区と、そうでない区がある<br>介護保険のケアマネが障害福祉サービスを利用できないと判断してしまっている<br>⇒就労A型65歳未満要件について確認<br>介護保険と障害福祉サービス併用の全身性障がい要件ができた経過確認<br>・相談支援部会事務局と市の担当課で話し合い予定 | ・札幌市の状況については№72のとおり。<br><br>・制度移行後の負担額については、国で検討中。 | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | |
| 63 | 障害者総合支援法から介護保険に移行して介助時間数が減ってしまった。障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用していたが、65歳となり介護保険に移行になった。自立支援給付では、訪問看護等の医療は、サービスとは別枠であったが、介護保険ではサービス利用限度額に含まれるため、介助時間が減り訪問医療等が利用できなくなった。<br>具体的には<br>・就寝前の軟膏塗布の時間が取れなくなった。<br>・入浴が週6回から5回になった。<br>・家事支援の時間が少なくなった。<br>・訪問看護、訪問リハビリが中止になった。（東区） | 障がい者は、65歳になっても介護保険優先ではなく、障害福祉の制度を使えるようにしてほしい（利用者負担の観点からも）。<br>障がい者施策による、介護保険の上乗せに係る基準、対象者の範囲を拡大してほしい。 | 【課題整理中】51の見解と同じ<br>・障害福祉サービス上乗せ要件について、厚生労働省の平成１９年資料には無いが、札幌市は全身性障がいと明記している | ・札幌市の状況については№72のとおり。 | | | | | | | | ○ | | | ◎ | | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 72 | 障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について<br>平成19年3月28日付けの厚生労働省通知が出ているにも係わらず、札幌市は平成12年3月24日付けの通知を基に現在も運用している。<br>そのため65歳になった障がい者は、かなり厳しく介護保険サービスを優先され、障害福祉サービスを利用していたときより、介護時間数が減る例が出ている。<br>また、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を知らされていないことが多い。<br>全身性の障害ではないが、65歳になった障がい者が札幌市（区役所）から何も説明がなく介護保険に移行し、障害福祉サービス利用のときより介護時間数が減った。<br>本人は時間数が減ったことに不満はあるが、制度のことなのでしょうがないと諦めている。<br>また、障害福祉サービス利用のときは、非課税世帯のため費用負担がなかったが、介護保険では生活保護世帯以外は1割負担になるため、生活費を切り詰めて費用を負担している状況で、本人は生活が厳しいと訴えている。（東区） | 障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係を、平成19年の通知に基づき変更し、障害者が介護保険利用前に必要とされていたサービス量が減ることのないよう適正に運用されるようにする。<br>厚生労働省から平成27年2月18日付で出された事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」を周知徹底してもらいたい。<br>また、介護保険に移行するときは、本人が納得されるように説明を行う。 | **【課題整理中】51の見解と同じ**<br>同様の課題については、相談支援部会事務局と担当係の話し合いを提案中。<br>「サービス提供事業所の指定」のバランスの課題なのと、市の支給決定基準があるために、サービス等利用計画に意味がないことも課題。<br>他のカテゴリの課題とあわせて一体的に市障がい福祉課の担当と話合いのほか、「さっぽろ障がい者プラン」の平成３０年度改訂に向けての方向性（意図）について協議したい。 | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | |
| 14 | 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の活用による金銭管理について、対象の柔軟な運用や制度を相談できる窓口等の環境整備が必要。（東区14） | ●成年後見制度による金銭管理を円滑に利用できるよう環境整備を求める。<br>●社会福祉協議会の日常生活自立支援事業による金銭管理を円滑に利用できるよう環境整備を求める。<br>●何らかの事情で制度利用できない方への金銭管理のしくみを検討する。<br>●権利擁護に関する専門の相談窓口を市域に設置する。<br>●ピアカウンセリングに関する専門の相談窓口を市域に設置する。 | **【課題整理中】**<br>・日自利用件数などのデータを共有したい～札幌市は利用者が少ない？<br>→他都市に、社協以外の金銭管理制度は無いか？<br>消費者ｾﾝﾀｰを活用した仕組みできないか？ | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | |
| 50 | ＜母子家庭の子ども。未成年の事例＞<br>これまで児童養護施設で金銭管理をしてもらっていた経過で、経験がないため、金銭の自己管理に大きな不安を感じていたため、社会福祉協議会へ制度利用を相談したが、審査会で対象外の判断であった。グループホームでも長期的な金銭管理を行っていく事には懸念があり、対応が難しいとのこと。（相談19） | 利用できる金銭管理の公的な支援制度が、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業しかない。ただ、その事業対象者も、判断能力の可否に関わる認知症や知的障がい者を主な事業対象者としている。そのため、他の手帳不所持で診断を受けている方、身体障がい者、精神障がい者、未成年の障がい者等に対し、日常生活自立支援事業に類似するような金銭管理に関わる支援制度がない。後見制度や未成年後見制度を利用するには、日常生活自立支援事業利用費より費用が高い。相談者の多くは比較的低所得者層であることから、法的な制度は利用できる方が限られてしまう。 | **【課題整理中】14の見解と同じ** | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 24 | 精神保健福祉手帳２級で福祉乗車証所持。家族からの仕送りと自身の障害年金で単身生活を送っている。身体介護の通院介助を利用して内科受診をする際、介助者の交通費が半額で良い場合と全額支払うように言われて戸惑っている。各バス会社に確認したところ、重度の身体、知的の方は割引対象になるが、精神の場合は一律割引対象にならない。通院にヘルパー介助が必要だが、ヘルパーの交通費負担が大きい。（相談6） | ・精神障がいの方の交通機関の割引が身体障がい、知的障がいの方たちと比べて不公平である。 | 【課題整理済】<br>差別解消法でも努力義務に該当すると思われる。<br>取り組みの可能性について、交通費助成の担当者と協議する。<br><br>ばんけいバスは、精神保健福祉手帳で割引有（介助者含む）<br>交通局とじょうてつバスは、2種の介助者割引を実施 | 関係団体でも取組まれている状況があり、一旦終了とし、他の同様の課題があれば再度検討とする。 | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | |
| 31 | ○札幌市ＨＰ元気さーちなどがあるが、その情報提供と周知が不足していると思われるため、広報さっぽろ等を活用しもっとアピールをしてほしい。<br>○またパソコンを上手く利用できない知的障がい者の方が情報を受ける方法を検討してほしい。（手稲区2） | ●障がい福祉サービス事業所の情報不足<br>●特に入居、居住系の情報が少ない。<br>●本人、家族、支援者にとっての情報不足。 | 【課題整理中】<br>各地域部会で、元気さーちの周知と更新の依頼を発信するキャンペーンを行う。 | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | |
| 32 | ○ボランティアの募集に対してもっとアピールを行ってほしい。<br>○情報提供の方法も検討してほしい（広報さっぽろや社会福祉協議会など他の媒体も活用しもっとアピール）<br>（手稲区3） | ●ボランティアの不足<br>●高齢分野に人が流れてしまう傾向が強いので、障がい分野においてのボランティア活動に向けてのＰＲが不足している。 | 【課題整理中】<br>社会福祉協議会に、障がい領域のボランティアの状況を確認する。<br>現在は、ぬくもりサポート事業が全市に拡大している。<br><br>社会福祉協議会で、養成講座や研修会を開催している。<br>ほっ・とプラザ（地域支え合い有償ボランティア事業協力会員登録説明会）<br>エプロンサービス（子育て中の有償ボランティア　700円/時） | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | |
| 54 | 相談室が紹介して利用を開始した児童発達支援について、子供の保護者や関係者から、専門性の無さを指摘する声があがっている。相談室に新規立ち上げの挨拶に来る事業所は多いが、紹介する側の責任もあり、難しく感じている。（相談22） | 当相談室から紹介して利用開始があった複数の児童発達支援について、力量不足の声が聞かれる。どれも新規開業した事業所である。利用者の通っている保育園からの指摘もあった。<br>⇒事業者指定のあり方についての課題に限る | 【課題整理中】<br>障害福祉計画上の目標値に達した時点で指定をしないことについて、担当者へ打診。<br>子ども部会へ、情報提供と対応を依頼<br>・№66と関連あり（カテゴリは異なる） | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | |
| 58 | 50歳代・女性・難病<br>麻痺の人や車いすの人が日中活動等に参加を希望してもバリアフリー対応の事業所が少ない。パソコンを覚えたいと希望があり訪問のＰＣ講習を検討するが、他者との交流の意味でも日中活動の利用は有効と思われる。（相談26） | バリアフリーの事業所の数が少ない | 【未着手】 | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | |
| 69 | 札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つけられない。（相談）<br><br>※個別ケースのため詳細は記載しません。 | 入所できる施設が見つけられない<br><br>入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが必要では？地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定期間施設で見ていくという流れが作れたら助かるが・・・。 | 【未着手】 | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>〇〇が〇〇<br>〇〇という事例 | 〇〇という課題がある<br>〇〇が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 71 | 特別支援学校等の進路担当教諭が進路選択時に、事業所の具体的な情報を幅広く得ることが難しく、生徒や保護者の選択肢を広げにくい。<br><br>元気さーちを見ても事業所の現状がわからない。<br>（中央区） | ＜課題＞<br>元気さーちの情報が更新されていない。知りたい情報が載っていない。<br>＜中央区部会からの提案＞<br>①元気さーち更新強化キャンペーン～事業者・利用者のメリットＰＲし各事業所での更新を促進<br>②項目の見直し～わからない人が見てイメージがつきやすい項目の検討。<br>※グループホームの項目については、中央区部会で行っている住まいの課題検討と合わせて、札精援協等と協議しながら整理し提案できる。<br>③元気さーちの更新を外注して一括で行う～元気ジョブの活用（事業所毎の更新が進まない場合） | **【課題整理中】**<br>・地域部会などでの、元気さーち周知と活用の発信のお願いをする。<br>→「中央区の例」を添えて、「利用者が困ってます」を伝える。 | ・事業所情報の発信については、国で検討中。 | | | | | | | | | | | | ◎ | | | |
| 25 | 重度身体障がいの方の就職についての事例。<br>就職先の目処は立っているが、職場内介助者の確保が難しくて具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利用してでも就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほとんどがヘルパー費用に充てられることになるため、就職する意味がなくなってしまう。職場内での主な介助は排泄介助。<br>雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティアも検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボランティアも安定して長期で入れることは不安定である。（相談7） | ・職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。 | **【未着手】** | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | |
| 77 | ・電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。<br>【現状の対処】<br>・まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。<br>・対応する事業所をさがしている。<br>【意見】<br>・移動と就労の２つの課題がある。<br>・ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用<br>・元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすてっぷの活用。<br>・ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。（清田区） | ［課題］移動に制約のある方の就労支援。<br><br>【取組提案】<br>移動支援の通勤時の利用への拡大 | **【課題整理中】**<br>・移動支援だと移送で費用がかかる<br>通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も<br>福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスが無くなってきている<br>高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では<br>就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある<br>介助については、される側とする側の関係性になってもしまう<br><br>・就労部会への情報提供 | ・通勤や通学の訓練について障害福祉サービスで対応することを、国で検討中 | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政<br>の<br>仕組 | ⑥<br>身体<br>と<br>知的<br>の<br>重複<br>障害 | ⑦<br>相談<br>支援<br>事業 | ①<br>支援<br>技法・<br>障害<br>特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護<br>保険<br>への<br>移行 | 日自・<br>後見 | 社会<br>資源 | 労働 | 制度<br>（市域） | 制度<br>（国域） | 個別的 |
| 70 | 札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。<br>褥瘡（床ずれ）がある方または予防に必要な方はエアマット等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物もあり、かなりの自己負担になってしまう。褥瘡があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また痩せていて一般のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間を設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となった。（東区） | 特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。<br>また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。 | **【課題整理中】（カテゴリ変更による）**<br>・他のまちの状況は？<br>→恵庭、北広島、江別　共に１９６００円（札幌市と同額）<br>・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かってないとならない<br>→まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい<br>・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイディアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？<br>→担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能<br>→相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも）<br>・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ◎ | | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 78 | 児童の放課後等デイサービス支給日数について<br><br>困りごと<br>生活全般に常時援助が必要な児童（ＩＱ20未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしてほしい。<br>現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりデイサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。<br>重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。<br>また、質の高い療育を受けさせていただきたい。<br>・一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設けず支給している自治体もある。札幌市も児にあった適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。<br>【現状の対処】<br>・児童デイサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約日数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるようにしている。<br>・移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイトにしかなっておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。<br>【意見】<br>・必要性が薄い利用者もいる。<br>・長期休業中や学校との連携に課題がある<br>・児にあった適切な支給量を決定することは、判断が難しいものの重要なことである。<br>・支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、２３日より支給が必要な児もいると考えられる。<br>・成人の場合、就労継続支援のサービスは２７日が認められるケースもある。（清田区） | 【課題】障害児にあった適切な支給日数の決定について<br><br>〔取組提案〕<br>重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、２７日への支給量を認める | 【課題整理中】<br>児者関係なく、拡大だけじゃなく必要な量を。<br>14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。<br>計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要有 | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | |
| 57 | ＰＡ制度の利用にあたり在宅にて1時間以上、重訪の利用をしなければならない。1ヶ月以上入院が必要な際には一時退院が必要となる。病院も1泊だけでは退院とならないとの事で2泊以上が必要、今回は胃瘻設置の手術で医療的ｹｱが必要になったため簡単に在宅に戻ってヘルパーを利用して生活とはならない。（相談25） | 入院時のPA制度の利用について | 【未着手】（カテゴリ変更による） | ・重度訪問介護で入院中の意思疎通支援が提供できることについては、国で検討中 | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 59 | 今まではサービスに頼らないでハード面の整備を行なっていたが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつある。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をしている。（相談27） | 重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について | **【未着手】（カテゴリ変更による）** | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | |
| 65 | 日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援Ｂ型など複数のサービスを利用する場合、各月日数－8日（実質23日/1カ月）では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・保健福祉課双方の負担になっている。<br>日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分ける必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きょ予定変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならない時もある。（東区） | 日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。<br>サービス利用計画が提出されていれば、その都度の支給量調整を要しないようにできないか。 | **【課題整理中】**<br>国の協議会的なものに提案をしたい。 | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | |
| 75 | 平成24年から、「地域相談支援給付」が始まり、これまで精神障害領域では主治医からの推薦などで地域移行対象者を決定していた仕組みから、本人が行政の窓口で「地域移行支援」の申請を行い支給決定がされれば、地域移行の対象となることになった。<br>ただ、地域移行支援の利用者は増えることなく、長期に入院している精神障害者のうち約半数が65歳を越えて、死亡退院も少なくない。<br>精神科病床から地域へ生活の場を移したいと希望する方の想いの実現や、退院を自己決定できるための支援があれば地域移行したいと希望する方への専門領域を越えたアプローチが必要。<br>精神障害以外の領域でも、地域移行に向けた取組みが必要。（相談） | 地域移行支援<br>厚生労働省が示している資料を参考に、「地域移行部会」などを設置し、地域移行推進のために専門領域を越えた協議、検討を行っていく。 | **【課題整理中】**<br>精神科病院からの地域移行についてのプロジェクト設置を全体会に提案。<br><br>入所施設からの地域移行課題残る | | 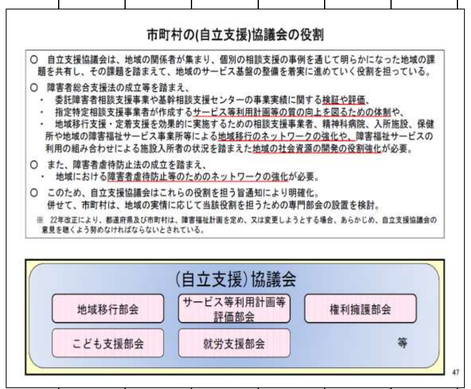 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 共通の趣味・興味（バンド、ガンダム、歴史等）を楽しめる居場所を探したいと思っても、情報を見つけられなかったり、あっても選択できる程サークル数がない。特に仕事が休みの土・日・祝日に活動しているサークルがない。（複数事例）<br>発達障がいが強くて、一般の人のサークルに馴染みづらい人の場合。（相談3） | ・参加できるサークルの数自体が少ない。<br>・サークル情報の集約がされていない。 | **【未着手】** | | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>○○が○○<br>○○という事例 | ○○という課題がある<br>○○が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政の仕組 | ⑥<br>身体と知的の重複障害 | ⑦<br>相談支援事業 | ①<br>支援技法・障害特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護保険への移行 | 日自・後見 | 社会資源 | 労働 | 制度（市域） | 制度（国域） | 個別的 |
| 35 | ○一人暮らしの不安<br>これから一人暮らしを始めようとする人たちが持つ不安に対してどのように支援をしてゆくのか。長い間、入所施設や親元で暮らしていた障がい者が、これまで経験したことのない一人暮らしを始めようとする際、少なからず不安を覚えるであろうことは想像に難くない。特にその日常生活にさまざまな支援を必要とする障がい者の場合はなおさらである。<br>1カ月程度の「宿泊体験プログラム」への助成制度や、家具設備があり保証人不要の短期賃貸マンションを活用したアパート生活の体験入所支援等を実施しているところもある。「地域生活の体験」に向けての支援が、障がい者のみならず、その家族の不安を軽減することに役立つと思われる。（東区18） | 一人暮らしを始める人たちの不安を解消する仕組みについて検討する。 | 【未着手】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ |
| 36 | ○物件条件<br>何らかの生活支援を必要とする障がい者の場合、物件を探す際の条件として、今まで受けていたサービスや支援を継続して受けられる地域であること、また、家族も含めて今までの人間関係を維持できる地域であること、そういう立地条件の物件が必要となる。住み慣れた地域から離れてしまうと、これまでの人間関係や支援関係が途絶えてしまい、見ず知らずの地域で孤立し、アパートに引きこもる暮らしになってしまう危険性もある。それぞれの地域で、障がい者を支援している事業所やその地域の市町村が連携して、障がい者を受け容れる賃貸物件を開拓し、その情報をプールし、物件を求める障がい者に斡旋していく仕組みが必要である。（東区19） | 障がい者を受け入れてくれる物件を開拓し、その情報をプールし、斡旋する仕組みを検討する | 【未着手】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ |

| No. | 事例、問題提起、困りごと | 課題 | まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解 | 結果 | サブカテゴリ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 例 | 誰が何を困っているのか？<br>〇〇が〇〇<br>〇〇という事例 | 〇〇という課題がある<br>〇〇が必要 | 誰が<br>何を<br>いつ<br>どのように | まちの課題整理プロジェクトチームの見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。 | ④<br>移動 | ⑤<br>行政<br>の<br>仕組 | ⑥<br>身体<br>と<br>知的<br>の<br>重複<br>障害 | ⑦<br>相談<br>・<br>支援<br>事業 | ①<br>支援<br>技法・<br>障害<br>特性 | ②<br>教育 | ③<br>住まい | 医療 | 育児 | 災害 | 介護<br>保険<br>への<br>移行 | 日自・<br>後見 | 社会<br>資源 | 労働 | 制度<br>（市域） | 制度<br>（国域） | 個別的 |
| 2 | 事業所で製作している製品の売り上げ向上、販路拡大等に関する困りごと。（東区2） | 東区地域部会の取り組みとして、販売促進手段の検討や成功事例の勉強会を行う。 | | 【部会内にて解決済み】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | ※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載ません（東区10） | 個別ケースとして、行動援護を利用できることがわかり一旦終結。 | | 【部会内にて解決済み】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | ※個別ケース及び東区地域部会内での取り組みのため詳細は記載しません（東区12） | 支援者の知識向上のため、生活保護制度についての研修を行う。 | | 【部会内にて解決済み】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |